



2021. 4. 29.

ワイン醸造実務ニュース (Oe-6/2021)

国税庁関連の案件 2 件のパブリック・コメント (e-Gov パブリック・コメント) が募集中です

新たに、果実酒・甘味果実酒を対象とした酒類保存のため混和することができる物品、及び酒類製造中に混和しても原料として取り扱わない物品としてカゼインカリウムの指定に向けた意見募集が始まっています。

意見募集期間は 6 月 2 日までとなっていますので、希望のある会員は下記記載の URL から各自意見を応募して下さい。

対象とする物品：カゼインカリウム 対象とする酒類：果実酒、甘味果実酒

解説

ワインの清澄を目的としたタンパク質系の添加物には、動物性の卵白、ゼラチン、カゼインや植物性のバレイショタンパク、エンドウタンパクなどがある。今回は、現在許可されているカゼイン、カゼインナトリウムに加えてカゼインカリウムの追加に関する意見募集である。

食品衛生法との観点では、カゼインは一般飲食物添加物に、カゼインナトリウムは指定添加物に記載されているが、カゼインカリウムは一般飲食物添加物の中で解釈されたものと推測される。

海外で一般的に使用されているのは、カゼインカリウムでワインの色調改善などに広く利用されている。日 EU EPA でも取り上げられ第 3 段階で承認する添加物になっている。

実務的に注目すべきことは、カゼイン、カゼインナトリウムなどは酒類中でのみ使用できるが、カゼインカリウムは酒類製造中にも使用できる物品となることである。

甲州のプレス果汁など過剰のポリフェノールの除去などに使用できる添加物は、バレイショタンパクだけであるが、カゼインカリウムも認可されれば品質向上の大きな力にもなる。

下記 URL から意見を応募できます。

[「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件 \(平成 9 年国税庁告示第 5 号\)」の一部を改正する告示案等に対する意見募集について | e-Gov パブリック・コメント](#)

[「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正 \(案\)」に対する意見募集について | e-Gov パブリック・コメント](#)

以 上

文責 (一社) 葡萄酒技術研究会 専務理事 村上安生